

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

「まちなかでのスポーツを通じた子育て支援」に係る事業企画・運営等業務

## 2 業務の目的及び募集趣旨

本市の人口動態は、結婚・子育て期や就職期の若い世代の転出が顕著となっており、減少局面となっている。一方、下京区においては、人口は微増状態ではあるが、特に、子育て期の人口を引き続き維持したいと考えている。

本業務は、「子どもたちが身近にスポーツを楽しむ機会の創出」や「地域への愛着の醸成」、「子育て世代のコミュニティ形成」を図り、『子育てに魅力のある下京区』を発信することで、子育て期等の定住促進の推進を図ることを目的としており、これを効率的かつ効果的に遂行するため、事業企画・運營業務を委託するものである。

## 3 委託業務の内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

### (1) 実施体制の確保

本事業の実施に当たっては、以下の役割を担う人材を置くこと

#### ア プロジェクトマネージャー

本事業を統括し、進捗管理及び本事業に関わる関係者調整を行う者

#### イ 企画・運営担当者

以下(2)に示す業務を企画・運営する者

### (2) 子育て世代向けのスポーツ体験会の定期的な開催

#### ア 目的

- ・ スポーツ選手との交流等を通して、子どもたちが身近にスポーツを楽しむ機会を創出すること
- ・ 体験会の定期的な開催により、参加者の地域への愛着の醸成を図ること
- ・ 幅広い子育て世代が参加しやすい体験会等を開催することで、下京区が「子育てに魅力のあるまち」であることを参加者が感じられること

#### イ 開催場所

下京区内の複数の会場（少なくとも4箇所以上）

なお、受託者は、本事業の目的の達成に資する場所を選定すること

#### ウ 開催回数

各開催場所において、少なくとも2回以上開催すること（単発の開催は認めない。）

#### エ 広報業務

効果の高い広報を行うとともに、SNS等を活用した独自の広報についても提案し、実施すること

#### オ その他留意事項

- ・ 体験会の内容等は、受託者と各会場関係者及び下京区役所と協議のうえ、決定すること
- ・ 下京区役所の令和7年度事業「まちなかでのスポーツを通じた子育て支援」を踏まえた、連続性・継続性のある取組内容を企画・提案すること

(参考) 令和7年度の報道発表資料

##### ① 事業開始時

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/page/0000344206.html>

##### ② 最終回開催時

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/page/0000349099.html>

- ・ 今後の事業継続性（自走化の可能性）が期待される取組となるよう工夫すること

##### (3) アンケートの実施、分析及び報告

上記(2)で実施した体験会の実施結果等の分析を行うため、参加者からのアンケートを実施し、その分析及び報告を行うこと（アンケートの実施方法等は問わない。）。

## 4 業務終了報告書の提出

(1) 受託者は本業務終了後速やかに、以下の資料を下京区役所に提出すること。

ア 事業完了届出書	1部
イ 実績報告書	1部
ウ 本業務で取得又は作成した資料	1式
エ 請求書	1部
オ (必要な場合) 振込依頼書	1部

(2) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Office Word、Excel 及び PowerPoint 等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

## 5 支払方法等

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、受託者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

なお、契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

## 6 本業務を実施するうえで留意する点

### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは下京区役所と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、下京区役所の指示するところによるものとする。

### (2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人

に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また本業務が完了した後においても同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、下京区役所の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て下京区役所に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、下京区役所に有益な提案を積極的に行うこと。また、下京区役所との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。